

令和8年度

とよかわボランティア・市民活動センタープリオ団体活動室利用団体募集要領

1 募集の目的

「とよかわボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）」は、ボランティア・市民活動に関するさまざまな情報の提供及び相談、コーディネート、施設、資機材の提供を行い、ボランティア・市民活動への支援と市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため設置しています。

こうした支援の一環として、平成24年4月1日にプリオビルの4階に「とよかわボランティア・市民活動センタープリオ（以下「センタープリオ」という。）」がオープンしました。センタープリオでは、ボランティア・市民活動団体の皆様が団体の事務所としてご利用いただける団体活動室を設置しています。この団体活動室を利用して自らの活動を発展させるとともに、本市のボランティア・市民活動を活性化しようとする意欲のある団体の利用を募集します。

また、平成26年4月1日から団体活動室を試行的に3か月間利用（以下「体験利用」という。）していただける制度を設けました。この制度は、団体が団体活動室を体験利用することによる自らの活動のメリットを実感していただくことを目的としています。

さらに、市民協働によるまちづくりを推進するために団体活動室を利用する団体を対象に、最長3年間の使用料減免制度を設けました。この制度は、団体が資金的に安定しない時期等に支援をして、安定的な団体運営や自立の手助けを行うことを目的としています。

2 施設の概要

(1) 所在地

豊川市諏訪3丁目300番地 プリオ4階

とよかわボランティア・市民活動センタープリオ内

(2) 団体活動室の面積及び利用料金（使用料）【令和元年10月1日料金改定】

室名	面積 (m ²)	利用料金（使用料） (円／月)	備考
団体活動室1	24.0	35,700	※団体利用中
団体活動室2	17.4	26,250	※団体利用中
団体活動室3	20.0	29,400	※団体利用中
団体活動室4	12.2	14,700	※団体利用中
団体活動室5	12.3	14,700	※団体利用中
団体活動室6	17.5	21,000	※団体利用中

※ 利用料金（使用料）には、電気代、空調代を含んでいます。

※ 団体活動室4、5、6については、天井から上部50cm程が開放構造となっています。

※ 体験利用の場合は、利用料金を全額減免します。

※ 減免制度による利用料金（使用料）は1年目は7割、2年目は5割、3年目は3割を減免します。金額は下記のとおりです。

単位：円

	使用料(月額)	7割減免後の 使用料(月額)	5割減免後の 使用料(月額)	3割減免後の 使用料(月額)
団体活動室1	35,700	10,710	17,850	24,990
団体活動室2	26,250	7,870	13,120	18,370
団体活動室3	29,400	8,820	14,700	20,580
団体活動室4	14,700	4,410	7,350	10,290
団体活動室5	14,700	4,410	7,350	10,290
団体活動室6	21,000	6,300	10,500	14,700

(3) 利用料金（使用料）の納入

使用を開始する月の利用料金（使用料）は、利用を開始する日までに、また、次月以降の月の使用料は、利用する月の前月の末日までに納入してください。

(4) 設備

ア 2口電源コンセント 1箇所または2箇所

イ 電話回線用配管 1箇所

※ 電話の設置にかかる費用は自己負担です。

(5) 特別の設備の設置

団体活動室に特別の設備を設置する場合には、必ず許可を受けてから自己負担により実施してください。また、利用が終わった時には、自己負担により、原状回復をしていただきます。

(6) センターブリオ配置図及び団体活動室レイアウト図

別紙のとおり

3 利用対象

利用対象は、あらかじめセンターに登録のある団体とします。

4 利用期間

原則、毎年度、利用許可の日から3月31日までの1年間以内とします。

翌年度以降も利用したい場合は、毎年度利用申し込みが必要となります。

体験利用の期間は、3か月間（利用許可の日が月の途中の場合は、利用を開始する月から起算して3か月後の月末まで）とし、同一団体の利用は1回限りとします。ただし、体験利用の期間に別の団体から正式に利用の申し込みがあった場合は、両者協議の上、体験利用の期間を変更する場合があります。

また、減免制度による利用期間は連続した3か年間とし、同一団体の利用は1回限りとします。

5 利用時間

原則、センタープリオ開館日の開館時間（午前 10 時 00 分から午後 9 時 00 分）とします。ただし、特別な事情等により開館時間前後に団体活動室の利用が必要な団体については、別途、プリオビルを管理運営する株式会社本宮の入店許可が必要となります。

6 利用条件

(1) 法令等の遵守

利用にあたっては、豊川市ボランティア・市民活動センター条例・規則、豊川市ボランティア・市民活動センターの登録及び管理に関する規則、とよかわボランティア・市民活動センター利用規約及びプリオ・プリオⅡビル館内規程を遵守してください。

(2) 郵便物の取扱い

団体の住所をセンタープリオの住所に設置する場合は、郵便物の受け取りが発生します。センタープリオ窓口での受け取り又はメールボックスでの受け取り（メールボックス利用の団体に限る。）となります。

(3) 給湯（水場）

センタープリオ内には、給湯室はありません。プリオビル 4 階休憩室（バックヤード）の水場（給湯設備なし）が利用できます。

(4) 飲食及び喫煙

団体活動室においての飲食は、アルコール類を除き可能です。また、団体活動室は、禁煙です。

(5) 駐車場

団体活動室を利用する団体の従事者が諏訪公共駐車場を利用する場合は、駐車場料金をお支払いしていただきます。定期券の購入は、プリオ 2 階インフォメーションカウンターで取り扱いしています。

駐車場所は、諏訪第 1 公共駐車場 5 階以上の場所に指定となります。また、体験利用の場合に限り、駐車場料金を無料とします。なお、団体活動室利用料減免期間であっても駐車場料金の減免はありません。

(6) プリオ営業時間外の入退

プリオ営業時間（午前 10 時 00 分から午後 9 時 00 分）以外で、入退店する必要がある場合は、「入出店許可申請」の提出が必要となります。株式会社本宮より許可を受けてください。また、その場合は、社員通用口から社員外出簿等に記入の上、入店・退店することになります。（プリオビルへの入退店時間は、午前 7 時 30 分から午後 9 時 30 分までです。）

(7) 清掃等

団体活動室は、利用される団体により清掃を行ってください。ゴミ等は、株式会社本宮指定の場所へ出してください。

(8) 転貸の禁止

団体活動室の利用の転貸は、禁止します。

(9) その他

安全管理などのため、消防法を始めとした定期点検等が行われる場合は、これに協力していただきます。

7 募集期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月14日（土）まで
ただし、空室がある場合に限り、随時申し込みを受け付けます。

8 応募資格

センターに登録してある団体のうち、団体の組織の強化と活動の発展に取り組むために、団体活動室を利用、体験利用または減免利用することが見込まれる団体とします。

9 申し込み手続き及び提出書類

団体活動室を利用、体験利用または減免利用しようとする団体は、下記、提出書類を添付して、とよかわボランティア・市民活動センタープリオへお申し込みください。

提出書類

- (1) 団体活動室利用申込書（様式第1号）
- (2) 団体概要説明書（様式第2号）
- (3) 団体活動室使用計画書（様式第3号）
- (4) 団体の規約又は会則（法人にあっては定款などこれに類するもの）

10 利用団体の決定

提出書類に基づき審査の後、必要に応じてヒアリングを実施し、結果を通知します。

ただし、申し込みが重複した場合には、次の順で申し込みを優先します。

- (1) 減免制度の適用開始（減免制度を未利用の場合にあっては、利用開始）から3年を経過していない団体（ただし、複数室を利用している場合は1室に限ります）
- (2) 過去に団体活動室を利用したことのない団体

11 問い合わせ先

豊川市諒訪3丁目300番地

とよかわボランティア・市民活動センタープリオ

電話 0533-89-9070 FAX 0533-75-6665

E-mail : senta-prio@ccnet-ai.ne.jp